

県民税

住民の方が、その居住している県の行う行政（教育・土木・衛生等）に要する経費を広く負担していただくものです。

納める人

1月1日現在

- ①県内に住所のある人 →均等割と所得割を納めます。
- ②県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人でその所在する市町村に住所がない人 →均等割を納めます。

納める額

均等割-1,500円*（市町村民税3,000円）

*森林環境税(P17)500円が含まれています。

令和6年度からは、別に森林環境税(国税)として、1,000円が課税されます。

所得割 - 前年の所得金額から、各種控除を行い4%(市町村民税6%)の額を納めます。

申告

申告期限は翌年3月15日で、個人の市町村民税と一緒にを行います。なお、前年の所得が給与所得のみで年末調整が済んでいる場合、または所得税の確定申告書を提出した場合には必要ありません。

納税

給与所得者は、6月から翌年5月の12回に分けて毎月の給料から源泉徴収(天引き)されます。(12・13ページを参照)65歳以上の公的年金受給者は、公的年金から特別徴収(天引き)されます。(公的年金の所得に対する住民税のみ)その他の人は、市町村から送付される納税通知書により、原則として6・8・10・1月の4期に分けて納めます。

所得控除一覧表

| 控除項目 | 控除金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--------|-----|-----------|--------|----------------------|-------------------|---------------|--------------------|--------|-----|-----------|--------|----------------------|-------------------|---------------|--------------------|
| 雑損控除 | ①(損失額-保険等の補てん額)-(総所得金額等合計額×1/10) ②災害関連支出の金額-5万円 ※①②のうち、いずれか多い方の金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療費控除 | (医療費-保険等の補てん額)-(10万円又は総所得金額等の合計額×5/100のいずれか低い額) ※最高200万円が限度 【従来の医療費控除との選択適用:平成30~令和9年度】医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) (スイッチOTC医薬品等の購入総額-保険等の補てん額)-12,000円 ※最高88,000円が限度 ※適用には一定の条件があります。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社会保険料控除 | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生命保険料控除 | ①新生命保険料、②介護医療保険料又は、③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円まで</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え、32,000円まで</td> <td>支払った金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超える場合</td> <td>支払った金額×1/4+14,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※各28,000円が限度 ④旧生命保険料又は⑤旧個人年金保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円まで</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え、40,000円まで</td> <td>支払った金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超える場合</td> <td>支払った金額×1/4+17,500円</td> </tr> </tbody> </table> ※各35,000円が限度 ①(又は④)と③(又は⑤)と②、あわせて70,000円が限度 | 支払った金額 | 控除額 | 12,000円まで | 支払った金額 | 12,000円を超え、32,000円まで | 支払った金額×1/2+6,000円 | 32,000円を超える場合 | 支払った金額×1/4+14,000円 | 支払った金額 | 控除額 | 15,000円まで | 支払った金額 | 15,000円を超え、40,000円まで | 支払った金額×1/2+7,500円 | 40,000円を超える場合 | 支払った金額×1/4+17,500円 |
| 支払った金額 | 控除額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12,000円まで | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12,000円を超え、32,000円まで | 支払った金額×1/2+6,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 32,000円を超える場合 | 支払った金額×1/4+14,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払った金額 | 控除額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15,000円まで | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15,000円を超え、40,000円まで | 支払った金額×1/2+7,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40,000円を超える場合 | 支払った金額×1/4+17,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震保険料控除 | ①地震保険料 支払った金額1/2 ※25,000円が限度 ②長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約締結したもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円まで</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超える場合</td> <td>支払った金額×1/2+2,500円</td> </tr> </tbody> </table> ※各10,000円が限度 ①と②、あわせて25,000円が限度 | 支払った金額 | 控除額 | 5,000円まで | 支払った金額 | 5,000円を超える場合 | 支払った金額×1/2+2,500円 | | | | | | | | | | |
| 支払った金額 | 控除額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000円まで | 支払った金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5,000円を超える場合 | 支払った金額×1/2+2,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害者控除 | 26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ひとり親控除 | 30万円(生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下である単身者) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 寡婦控除 | 26万円(上記以外の合計所得金額が500万円以下である寡婦) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤労学生控除 | 26万円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|-------------------|------|------|------|------|------|------|------|---|
| 配偶者控除 | 納税者合計所得金額 | 控除額 | | | | | | | | |
| | 900万円以下 | 33万円 (老人配偶者は38万円) | | | | | | | | |
| | 900万円超950万円以下 | 22万円 (老人配偶者は26万円) | | | | | | | | |
| | 950万円超1,000万円以下 | 11万円 (老人配偶者は13万円) | | | | | | | | |
| | 1,000万円超 | 適用なし | | | | | | | | |
| 配偶者特別控除 | 配偶者合計所得金額 | 納税者合計所得金額 | 控除額 | | | | | | | |
| | ~100 | ~105 | ~110 | ~115 | ~120 | ~125 | ~130 | ~133 | 133~ | |
| | 900万円以下 | 33 | 31 | 26 | 21 | 16 | 11 | 6 | 3 | - |
| | 900万円超950万円以下 | 22 | 21 | 18 | 14 | 11 | 8 | 4 | 2 | - |
| | 950万円超1,000万円以下 | 11 | 11 | 9 | 7 | 6 | 4 | 2 | 1 | - |
| 1,000万円超 | 適用なし | | | | | | | | | |
| (記載のないものの単位：万円) | | | | | | | | | | |
| 扶養控除 | 扶養親族1人につき33万円 (16歳未満を除く) ① 年齢19歳以上23歳未満の扶養親族(特定扶養親族)については45万円 ② 年齢70歳以上の扶養親族(老人扶養親族)については、本人又はその配偶者の直系尊属で同居している人(同居老親等)は、45万円、その他の人は38万円 | | | | | | | | | |
| 基礎控除 | 合計所得金額 | 控除額 | | | | | | | | |
| | 2,400万円以下 | 43万円 | | | | | | | | |
| | 2,400万円超2,450万円以下 | 29万円 | | | | | | | | |
| | 2,450万円超2,500万円以下 | 15万円 | | | | | | | | |
| | 2,500万円超 | 適用なし | | | | | | | | |
| 所得金額調整控除 | 給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計が10万円を超える等の一定条件を満たす場合に一定の金額を控除するもの | | | | | | | | | |

■ 計算してみましょう あなたの個人住民税はいくらになりますか？

高知市に住むTさんの場合(会社員)

家族 配偶者(パートタイム労働者、収入105万円：所得=105万円-55万円=50万円)
子 2人(大学生・中学生)

収入 530万円

新生命保険料 8万円

社会保険料 35万円

地震保険料 6,000円

■ こたえは

収入金額 **5,300,000円** 給与の場合は、収入に応じて給与所得控除があります。

| 給与の収入金額の合計額 | 給与所得の金額 |
|------------------------------|----------------------------------|
| 550,999円まで | 0円 |
| 551,000円～1,618,999円 | 収入金額-550,000円 |
| 1,619,000円～1,619,999円 | 1,069,000円 |
| 1,620,000円～1,621,999円 | 1,070,000円 |
| 1,622,000円～1,623,999円 | 1,072,000円 |
| 1,624,000円～1,627,999円 | 1,074,000円 |
| 1,628,000円～1,799,999円 | 収入金額 ÷ 4 = A A×4×60%+100,000円 |
| 1,800,000円～3,599,999円 | A×4×70%-80,000円 |
| 3,600,000円～6,599,999円 | A×4×80%-440,000円 |
| 6,600,000円～8,499,999円 | 収入金額×90%-1,100,000円 |
| 8,500,000円以上 | 収入金額 -1,950,000円 |

社会保険料控除 350,000円 ()は所得税における人的控除額

+

新生命保険料控除 28,000円

+

地震保険料控除 3,000円

+

※ 配偶者特別控除 330,000円 (380,000円)

+

※ 扶養控除(特定)1人分 450,000円 (630,000円)

+

※ 基礎控除 430,000円 (480,000円)

所得金額 **3,800,000円** - 所得控除 **1,591,000円**

所得金額-所得控除=合計課税所得金額(千円未満切捨)
2,209,000円

調整控除 (合計所得金額2,500万円超は適用なし)

※人的控除の合計額 1,210,000円

所得税における人的控除額 1,490,000円

差額 280,000円

合計課税所得金額が200万円を超える場合は、人的控除の差額(280,000円)から、合計課税所得金額から200万円を控除した金額(209,000円)を引いた金額の5%を税額から控除する。

{280,000円-(2,209,000円-2,000,000円)}×5%=3,550円
(県民税1,420円・市民税2,130円)

調整控除

均等割

県民税 1,500円
市民税 3,000円

所得割

県民税 2,209,000円×4%-1,420円=86,900円 (百円未満切捨)
市民税 2,209,000円×6%-2,130円=130,400円 (//)

合計

県民税 **88,400円**
市民税 **133,400円**

個人住民税は **221,800円**になります。

税額控除

各種の控除(所得控除)を行った後の課税所得の額に、税率を乗じて一旦計算された税額(所得割)から、差し引かれるもの(税額控除)があります。

| 項目 | 内容 |
|---------------------------|---|
| 調整控除 | 所得税と住民税では、配偶者控除や扶養控除等の人的控除の額に差があり、課税所得の額が異なるため、税源移譲によって所得税と住民税をあわせた税負担が増えないように控除するものです。 |
| 寄附金税額控除 | 地方公共団体等に寄附を行った場合に、一定額が控除されます。 (寄附金－2,000円)×4% (市町村民税 6%) 税務署へ確定申告することで、所得税と住民税の両方の控除を受けることができます。 所得税では所得控除になりますが、住民税では県民税と市町村民税で対象が異なる場合があるため、税額控除になります。 1. 地方公共団体に対する寄附金 (いわゆる「ふるさと納税」) (注 1) 2. 高知県共同募金会及び日本赤十字社高知県支部に対する寄附金 3. 県が条例で指定した寄附金 (注 2) 注 1 : いわゆる「ふるさと納税」は、上記以外に特例控除額があります。 注 2 : 市町村が条例で指定している場合は、市町村民税でも控除されます。 |
| 配当控除 | 株主等が受け取った配当は、企業側で課税された後の利益(所得)から分配されるので、法人税と所得税の二重課税とならないよう、既に課税された部分を控除するものです。 |
| 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除) | 平成21年度税制改正において、住宅ローン減税制度について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税で税額控除することとされました。 平成21年から令和7年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。 |
| 外国税額控除 | 外国で生じた所得に、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、二重課税の解消のため行われる控除です。 |
| 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除 | 源泉徴収(特別徴収)済みの配当所得・株式等譲渡所得を申告した場合に、他の所得と合算して所得割を課税するとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。 |

給与所得者の個人住民税の特別徴収について

(高知県内で従業員をお雇いの事業主の皆様へ)

■ 個人住民税の特別徴収とは？ ■

給与支払者(雇い主)が、給与所得者(従業員等)に給与を支払うときに、その給与から所得税を源泉徴収(天引き)して国へ納めるのと同じように、個人住民税(市町村民税と県民税)を天引きして、その従業員等に代わって市町村へ納めていただく制度です。

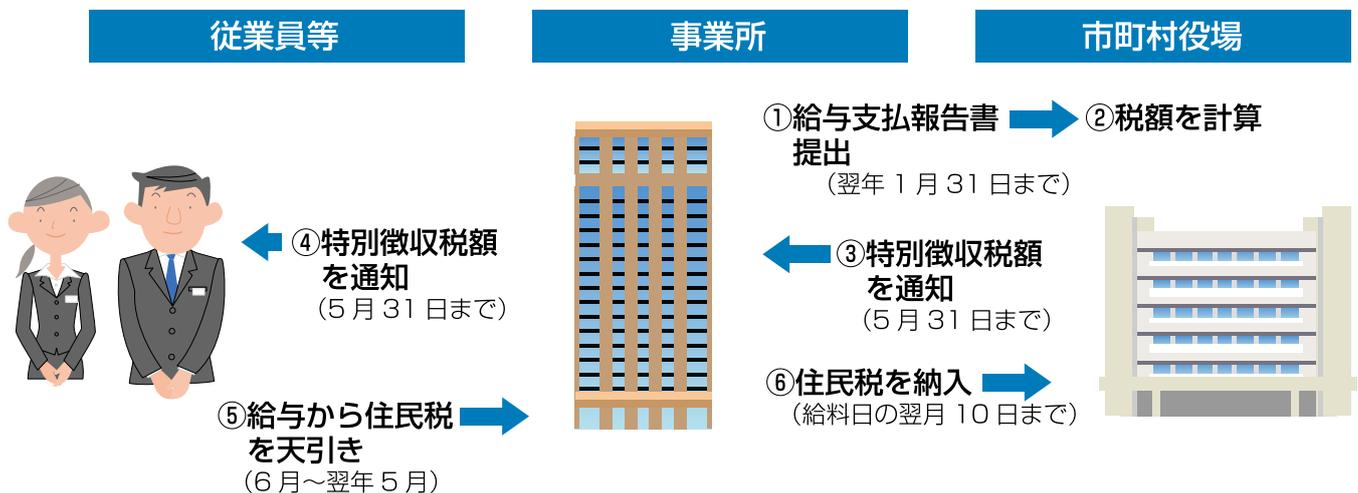
- ※ 「従業員等」には、給与所得となる役員報酬を得ている役員や青色事業専従者も含まれます。
- ※ この住民税を天引きして、従業員等に代わって市町村へ納めることを「特別徴収」といい、特別徴収する義務がある雇い主を「特別徴収義務者」といいます。
- ※ 個人の県民税は、市町村民税と併せて、従業員等の住所地の市町村へ納めていただき、市町村から県へ払い込まれます。

前年中に給与所得があり、かつ、今年4月1日現在、給与を支払うべき従業員等について、所得税法の規定により所得税を源泉徴収する義務のある雇い主の皆さんは、地方税法及び市町村税条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者となります。

■ 個人住民税特別徴収の事務は？ ■

1月末までに提出していただいた給与支払報告書などに基づいて、市町村が税額を計算し、5月末までに特別徴収税額決定通知書が送られてきますので、その税額を6月～翌年5月の毎月、給料から天引きして、給料日の翌月10日までに、市町村へ納めていただきます。

【個人住民税特別徴収の流れ】



個人住民税の特別徴収に関する疑問にお答えします。

✔ 特別徴収は、新しい制度なの？

☞ 個人住民税の特別徴収義務は、従来から地方税法や市町村税条例に規定されています。所得税の源泉徴収事務に比べて、よく知られていないためか、完全には実施されていない実態がありますが、従業員等の納税の利便性を向上させることのできる制度です。

✔ 小規模な会社で、専任の事務員もいません。面倒な事務は困ります。

☞ 個人住民税の特別徴収は、事業所の規模にかかわらず、雇い主の皆さんの社会的義務として地方税法等に定められたものです。所得税の源泉徴収は、天引きする税額を雇い主の皆さんが計算しなければなりません。個人住民税は、天引きする税額を市町村が計算して、あらかじめ雇い主の皆さんへ通知し、その税額を毎月の給与から天引きして納めていただくだけで済みますので、所得税の源泉徴収に比べると事務の負担は軽くなっています。

なお、従業員等が常時10人未満の事業所の場合は、市町村長の承認を受ければ、年12回の納期が年2回で済む制度もあります。

✔ 給与の手取額が少なくなると、従業員等から苦情が出ます。

本人の希望で普通徴収を選べないのですか？

☞ 普通徴収は、従業員等が、市町村から送られてきた納付書を持って、自分で金融機関等の窓口へ行き、税金を納める制度です。雇い主が特別徴収義務者の場合、従業員等が普通徴収を選ぶことはできないことになっています。確かに給料日の手取額は少なくなりますが、その額は、最終的に、従業員等がご自分で住民税として納めなければならない金額です。

特別徴収の場合は、毎月の給与（年12回）からの天引きですので、従業員等にとって、原則4回の普通徴収と比べ、1回当たりの納付額が少なく済みます。

また、特別徴収の場合は、従業員等が、わざわざ金融機関等で納める手間が不要ですし、納め忘れによる督促手数料や延滞金がかかる心配もありません。

✔ 新たに特別徴収を行う場合の手続きは？

☞ 市町村へ給与支払報告書を提出する期限である1月31日までに、市町村役場住民税担当課へ御連絡ください。それを受けて5月31日までに、市町村から特別徴収税額の通知がありますので、6月から翌年5月までの給与支払時に、特別徴収税額を天引きして、市町村へ納めていただくことになります。

詳細は、従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

◆ 個人住民税の特別徴収に関する具体的な手続等については、従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。